

魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、市民が個人住宅の小規模改修工事を市内施工業者等により実施した場合において、その経費の一部を助成することにより、市民の消費を促すとともに居住環境の向上と地域経済の活性化を図り、もって地域商業の発展に寄与することを目的として、魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自らが所有し、過去に海老名市空き家活用促進リフォーム助成金の交付を受け工事を行ったことのない海老名市内（以下「市内」という。）に存する家屋で、自らが現に居住の用に供し、かつ、違法建築でないものをいう。ただし、マンション等の共同住宅の場合は、専有部分のみとし、併用住宅の場合は、住宅部分のみとする。
- (2) 施工業者 以下に掲げる者をいい、いずれの者も第5条に規定する募集期間において、施工のできる工事は、5件の範囲を超えてはならない。
 - ア 海老名商工会議所会員
 - イ 市内に本社（本店）を有する法人又は市内に住所を有する個人で、かつ、事前にリフォーム取扱事業者の届出をし、別表に掲げる対象工事を施工するものをいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能の維持及び向上のために行う補修及び設備改善等の別表に掲げる対象工事（海老名市で実施している他の助成制度の対象となる工事を除く。）で、対象工事の金額が10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものをいう。

(助成対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において、1年以上市内に住所を有し、対象となる住宅に現に居住している者
- (2) 施工業者に住宅のリフォームを行わせる者
- (3) 市税等の滞納のない者（住宅の共有者を含む。）
- (4) 過去にこの助成金、海老名市住宅リフォーム助成金又は海老名市三世代同居支援リフォーム助成金の交付を受けたことのない者

2 前項第1号について、単身赴任等の理由で所有者が現在市内に住民登録を有していないときは、海老名商工会議所会頭（以下「会頭」という。）が審査のうえ交付の可否を決定する。

（助成金の額）

第4条 住宅1棟につき1回限り助成するものとし、対象工事金額の2分の1、上限を10万円とする。

（助成対象者の募集）

第5条 会頭は、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）を期間を定めて募集し、予算額の範囲内を超える申請があった場合、予算の範囲内で先着順により助成対象者を決定するものとする。

（交付申請）

第6条 申請者は、リフォーム着手前に魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて会頭に提出しなければならない。

- (1) 住宅のリフォームに係る見積書の写し
- (2) 建築確認申請書の写し等（確認申請が必要なリフォームに限る。）
- (3) 施工前の住宅の写真及びリフォーム部分の写真
- (4) 他の助成制度を利用している場合は、その関係書類
- (5) その他会頭が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 会頭は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否について、魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金交付・不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更又は中止)

第9条 交付決定者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更又は中止しようとするときは、魅力ある住宅づくり支援リフォーム変更・中止承認申請書に必要な書類を添えて会頭に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 会頭は、前項の規定による事業計画の変更又は中止の承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、魅力ある住宅づくり支援リフォーム変更交付決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、該当するリフォームの完了後速やかに、魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて会頭に提出しなければならない。

(1) 住宅リフォームに係る費用の支払いを証する書類（領収書等）

(2) 住宅リフォームを行った部分の施工中及び施工後の写真

(3) その他会頭が必要と認める書類

2 会頭が必要と認める場合は、リフォームの状況について実地等調査を行うことができる。

(助成金額の確定)

第11条 会頭は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに審査及び完了検査を行い、適当であると認めたときは、助成金額を確定するものとする。

2 会頭は、前項の規定により助成金額を確定したときは、魅力ある住宅づくり支援

リフォーム助成金確定通知書により、当該助成金対象者にその旨を通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第12条 前条第2項に規定する通知書を受けた交付対象者は、魅力ある住宅づくり支援リフォーム助成金請求書により、速やかに会頭に請求するものとする。

2 会頭は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に、当該助成金交付対象者に助成金を支払うものとする。

(助成金等の返還)

第13条 会頭は、交付決定者が次の各号いずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この実施要領の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の申請に関し、不正な行為があったとき。

(様式)

第14条 この実施要領の規定により使用する様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この実施要領は、平成30年10月1日から施行する。

2 この実施要領は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第11条に規定する決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

《平成30年10月1日・制定》

別表（第2条第2号及び第3号関係）

	No.	リフォームの内容	摘要
対 象	1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認申請の写し及び添付図面が必要
	2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外
	3	機械設備工事（給排水衛生・給湯・換気・ガス設備）	リフォーム対象工事による撤去・移設・取替・新設
	4	電気設備工事	
	5	オール電化住宅工事	
	6	屋根の葺き替え、塗装、防水工事	
	7	外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象
	8	部屋の間仕切りの変更工事	
	9	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置は対象
	10	断熱改修工事（床・壁・窓・天井・屋根）	
	11	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え（表替え含む。）	
	12	雨どい等取替えや修理	
	13	建具・開口部の取替えや新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替え等単独は対象外

	14	造り付け収納家具工事（造作大工工事の伴うもの）	
	15	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
一部対象	16	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）	市で行っている他の助成制度を利用していない部分が対象
	17	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事費の助成制度を利用していない部分が対象
	18	防音工事（天井・壁・サッシの改修等）	国の住宅防音工事の助成制度を利用していない部分が対象
	19	住宅の解体工事	リフォーム対象工事に関わる解体工事が対象